

第7期第4回横浜市税制調査会 議事概要	
日 時	令和7年1月15日（水）午後3時00分から午後5時00分まで
会議形式	対面形式（横浜市庁舎18階 なみき18会議室）
出席者	青木座長、川端委員、柴委員、平川委員、望月委員
欠席者	上村委員、柏木委員
関係局	なし
開催形態	公開
議 題	「令和6年度 横浜市税制調査会答申」（案）について
議 事	別紙「議事録」のとおり
資 料	資料 「令和6年度 横浜市税制調査会答申」（案）

第7期 第4回 横浜市税制調査会 議事録

令和7年1月15日(水)

15時00分から17時00分まで

横浜市庁舎18階 なみき18会議室

主 税 部 長	<p>ただ今より、「第7期第4回横浜市税制調査会」を始めさせていただきます。本日もご多忙のところご出席いただきましてありがとうございます。</p> <p>まず、会議の開会にあたり、定足数についてご報告いたします。本調査会委員の過半数以上の出席がなければ会議を開くことができないこととされております。本日は、上村委員・柏木委員がご欠席となっておりますが、委員5名のご出席をいただいておりますので、定足数を満たしていることをご報告いたします。</p> <p>次に、本日の議題ですが、「令和6年度 横浜市税制調査会答申」(案)について、事務局から説明いたしまして、ご議論をいただきたいと思っております。</p> <p>続きまして、本日の会議の公開についてですが、調査会の会議は、要綱の規定により公開するものとする事とされておりますが、同要綱第10条の規定により、調査会の会議の全部または一部を公開しないこととする場合には座長が決定するものとされております。こちらは、いかがいたしましょうか。</p>
座 長	<p>今回は公開をお願いします。</p>
主 税 部 長	<p>それでは早速、議事に入りたいと思っておりますが、ここからの進行は座長にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。</p>
座 長	<p>本日の議題は、本年度の答申(案)ということになっています。</p> <p>以前からご参加いただいている委員の方々には横浜みどり税の議論が必要なときに来る会というイメージがありましたが、5、6年前から毎年報告書を出しましょうということで、今年度は固定資産税・都市計画税をテーマに議論し、取りまとめさせていただきました。「はじめに」のところに経緯も含めて記載させていただきましたので、そこも含めて確認していただければと思います。</p> <p>まずは、大事な中身について事務局から概要の説明をしていただければと思います。よろしくお願いいたします。</p>
企 画 係 長	<p>それでは、お手元にあります答申(案)の3ページをご覧ください。まず、第1章「固定資産税・都市計画税の概要と重要性」として、基本的なことを確認するパートになります。第1節として「固定資産税・都市計画税の概要」、第2節として「固定資産税・都市計画税の重要性」です。20・21行目において「横浜市においては、市税収入全体のうち固定資産税税収は約34%を占めており、個人市民税(約48%)と並んで、非常に重要な財源となっている。」としています。</p> <p>次のページをご覧ください。4ページから第2章ということで、ここからしばらく住宅政策に係る税制措置について論じていく形になります。この4ページは第2章全体のリード文に相当する形になっています。5行目をご覧くださいと、まず新築住宅に係る固定資産税の減額措置ということで、これは法定のものですが、「部分的な制度見直しはあるものの、制度の大枠は変えずに現在まで措置され続けている」こ</p>

と、そして9行目から政府税調の答申を引用いたしまして、税負担軽減措置に関する公式見解となっています。18行目をご覧くださいと、この政府税調の答申において固定資産税における今後の課題も書かれておりまして、「固定資産税が市町村の基幹税であることを踏まえれば、国の政策を推進するための税負担軽減措置等は、真に必要な場合に限る必要があります。期限切れを迎えるものをはじめ、税負担軽減措置等はその政策目的、効果等を十分に見極めた上で、不断の見直しを行わなければなりません」と指摘されている状況において、24行目「国において十分な効果検証や制度の見直しが行われていないのではないか」という問題意識のもと、効果検証等を行った、としております。28行目では、本市の独自の措置として省エネルギー性能の高い住宅のこと、31行目で耐震改修住宅の関係について意見を述べる、としています。

次の5ページをご覧ください。第1節として法定の「新築住宅の特例措置の概要及び今後のあり方」を論じています。5ページは制度概要のため説明は割愛いたします。6ページ以降は、制度導入以降の主な改正の経過、改正理由等を会議の場で説明したものを短くまとめています。14行目以降ですが、横浜市における減額措置の適用件数及び税収影響額の推移を載せています。7ページの頭にある【図表5】は長期優良住宅の実績を表として載せています。7行目ですが、税収影響額が約34億円ということで「横浜市の固定資産税収が3,000億円程度であり、固定資産税収の約1.1%相当が失われていると考えれば、本減額措置の税収に与えている影響は大きい。」としています。

下の「2 住宅ストックをめぐる状況」では、この減額措置自体は住宅不足を解消するというのが当初の政策目的だったところですが、それを踏まえて関係するデータを確認するという形になっています。22行目あたりから人口・世帯数の推移に触れています。人口は、「平成22年調査結果をピークに減少が続いている」と、世帯数は「一貫して増加している」と述べています。その次のページは関連するグラフを載せています。

9ページ下は、住宅総数・世帯数についてです。37行目は全国における総住宅数、総世帯数等を踏まえ、制度導入当時は「1世帯当たり住宅数は1戸未満であり、既存住宅ストックでは必要な住宅数を満たせない状況」だったことが窺えるとしています。10ページ2行目からは、「最新のデータである2023年（令和5年）時点では、1世帯当たり住宅数は1.16戸となっており、全体の住宅数の観点からは概ね住宅不足は解消されたと評価できるであろう」としています。

11ページをご覧ください。空き家の関係を書いています。6行目に「令和5年住宅・土地統計調査時点では約900万戸に達し、過去最多である」と、9行目に「横浜市においても、空き家数は年々増加」していることを指摘しています。

12ページをご覧ください。17行目から「中古住宅の流通量」をまとめています。22行目から外国のことについて「アメリカ、英国、フランスといった主要先進国では住宅取得（建て替えを含む）に占める中古住宅の割合は7割を超えており、単純に比較すると日本の中古住宅流通量は国際的にみて極めて低い水準にとどまっている」としています。続いて、29行目に「前述の空き家の増加状況を踏まえると、デ

一タの上では既存住宅ストックのさらなる活用の余地があるといえるだろう」としています。

13 ページをご覧ください。「横浜市の市街化」ということで、横浜市域における市街地の広がり具合を人口集中地区（DID）の拡大状況を基に確認しています。7行目から「平成17年時点では、市街化調整区域を除き、概ね人口集中地区（DID）に編入されており、市域全体でまんべんなく市街地を形成していることが窺われる」としています。

14 ページをご覧ください。ここからは、「今後のあり方」ということで、提言をしていくパートになります。

まず、3行目の（1）「新築住宅の特例措置の今日的評価」ということで、5行目「当時の状況からすれば適切な措置であったといえるだろう。」としています。そして、7行目「それから数十年が経過し、現在では住宅ストック不足は基本的には解消したと評価しうる状況」ということで、9行目以降「本特例措置の政策目的は既に達成しており、現在は過剰な税負担軽減を行っているといわざるをえない。国においては、税負担軽減措置の本来のあり方に照らして、本特例措置の廃止も視野に入れつつ、しっかりとした効果検証と制度の必要な見直しに早急に取り組むべきである。」と述べています。

続いて、27行目（2）の「軽減対象の見直しの必要性」です。29行目「本調査会としては、新築住宅への画一的な軽減措置は役目を終えたと考えているが、一方で単純な住宅ストックの数だけをもって、新築住宅すべてに対し税負担の軽減が不要であるとは考えていない。」とし、38行目においては、「新築住宅の特例措置は、環境性能や耐久性能に着目したものに重点化してはどうであろうか。」とし、続いて、15ページ7行目「良質な住宅ストックの形成という意味では、狭小な住宅の建設を抑制するという考え方もあろう」ということを見直しの一環として触れています。まとめとして、18行目「以上述べてきたとおり、現行の新築住宅の特例措置は、今日的な観点から見直しを行うべき点が多く存在する。減額措置の対象をその時々の変化に合わせて見直し、政策目的も手段も適時適切にアップデートしていくことが極めて重要である。」と述べています。

次に、（3）「政策実現のための適切な手法の選択」において、27行目から「税負担の軽減の恩恵を受けている者がその恩恵を実感していないことも危惧される」ということで「税の軽減ではなく補助金による支援のほうが実感につながりやすいとも考えられるため、税制措置を所与のものとして、補助制度などあらゆる方法を含めて見直しを検討していくことを求めたい。」と述べています。

16 ページをご覧ください。ここからは、第2節として「都市計画税における横浜市独自の税制措置の概要及び今後のあり方」に入っていきます。16 ページ前半はこの節のリードとなっており、9行目では「横浜市が独自に設けている住宅の省エネルギー化に係る都市計画税の減額措置は、このような市全体の取組の先駆けといえるものである。」とし、15行目では「都市防災の観点から家屋の耐震化を促進するための制度を設けている。」とし、ここで触れる省エネ化と耐震化について述べています。

25 行目から本文に入り、1は「省エネルギー性能の高い住宅に係る都市計画税における税制措置」ということで、省エネ関係を述べる形です。16 ページ 25 行目から 19 ページまでは制度概要とこれまでの経過を論じている部分なので説明は割愛させていただきます。

20 ページをご覧ください。ここから、本減額措置の効果検証としています。まず、「ア 住宅の脱炭素化の背景と目標値」において、17 行目「「横浜市中期計画 2022-2025」及び「横浜市地球温暖化対策実行計画（令和 5 年 1 月改定）」の中で、新築住宅における省エネルギー性能の高い住宅の普及戸数を指標として設定していた」ということで、20 行目「「横浜市中期計画 2022-2025」では、令和 7 年度までの累計で 104,000 戸、横浜市地球温暖化対策実行計画では、令和 12 年度までの累計で 198,000 戸を当該住宅の普及戸数として目標設定している」ことを書いています。

21 ページをご覧ください。1 行目「前述の政策目標の達成のため、横浜市では本減額措置のほか、補助制度も実施している」ということで、省エネ住宅住替え補助制度の内容を後ろに記載しています。続いて 11 行目「イ 減額措置の効果検証」です。本減額措置の効果検証として、省エネルギー性能の高い住宅の認定件数の推移や減額措置の適用実績等について確認を行っています。【図表 21】【図表 22】については、もう少し分かりやすくなるよう工夫をしますが、【図表 21】は認定件数を折れ線グラフで、住宅着工棟数を棒グラフで表しています。44 行目から「住宅着工棟数に占める認定長期優良住宅の認定件数の割合は、緩やかな増加傾向であった。」、続いて 22 ページ 2 行目「認定低炭素住宅については、認定件数及び住宅着工棟数に占める割合のどちらも毎年増加している。」としています。

23 ページをご覧ください。5 行目から認定低炭素住宅等について、8 行目「直近の令和 6 年度課税分でみても 1,700 件超の新規適用があったことからすれば、本制度は依然として一定程度活用されているといえよう」としています。また、11 行目「認定長期優良住宅については、本減額措置が導入された平成 22 年度以降、新規の適用件数は毎年 2,100 件程度で推移している」ということで、こちらも一定程度の利用はあると考えられます。そして、22 行目からどう評価するかということ論じています。27 行目「省エネ住宅に対する補助制度については、令和 3 年度は実施しておらず、令和 4 年度は補助件数を年間 6 件に絞って実施しており、両年度ともに金銭的な支援策は本減額措置がメインの施策であったとすることができる。そして、両年度とも、住宅着工棟数における低炭素住宅認定件数の割合は増加傾向を維持していたことを踏まえると、本減額措置が低炭素住宅の普及促進に一定の効果を発揮したと評価しうるであろう」と述べています。

24 ページをご覧ください。「今後のあり方」ということで、7 行目「ア 社会情勢の変化に合わせた制度の見直し」とし、13 行目「国の基準引上げの流れなどを踏まえ、本減額措置の適用条件となる断熱性能等についてもさらに高い水準に引き上げるといった方法が考えられる。」としています。そして、アプローチの仕方が異なりますが、17 行目「現行の減額期間や減額割合を拡充し、本減額措置の魅力を上げることで、省エネ性能の高い住宅の普及を促進するといった方法も考えられるのである

う。」と述べています。逆のアプローチとして、21行目「省エネ性能を満たさない住宅に対して、重課するという方法」も考えられることを指摘しています。22行目の後ろ、事前にお送りした段階では「罰課税」と誤変換しておりましたので、本日席上にお配りした資料では「バズ課税」に修正しています。そして、23行目「税理論としてはこのような選択肢もありうることを指摘しておく。」としています。

これまでは新築住宅のことでしたが、既存住宅については、25行目から省エネ改修のことを「既存住宅の省エネ化については、新築住宅のそれと比べ適用件数が低調である」とし、37行目から「制度の周知広報の必要性」について触れています。38行目「現行の減額措置が住宅の所有者や販売事業者等に認識されることが、本減額措置がインセンティブとして機能する前提条件となる。」とし、それ以降は、今回の審議の中で建築局から聞いた広報の取組を引き続き積極的に実施することを望むことを述べています。

25ページ8行目から「耐震改修工事を行った家屋に係る都市計画税における税制措置」の話に入ります。25ページから27ページ10行目までは制度概要やこれまでの経過なので説明は割愛させていただきます。

27ページ12行目から「本減額措置の効果検証」に入ります。17行目から「政策目標の背景と目標数値」を確認しています。20行目に「第3期横浜市耐震改修促進計画」(注9)では、戸建て住宅、共同住宅の耐震化の目標として、住宅の耐震化率を令和7年度に95%に、通行障害解消率(注10)を令和7年度までに92%を目標としていること、23行目に「横浜市中期計画2022-2025」の政策33では、地震に強い都市づくりを掲げ、住宅の耐震化率を95%とすることを指標としていることに触れています。26行目から「減額措置の効果検証」として、「耐震化率の推移やこれまでの政策目標の達成状況」を確認しています。

28ページをご覧ください。6行目から「住宅の耐震化率の推移をみると、令和2年度時点で約93%と令和7年度の目標値まであと約2%となっている」ため、今後も働きかけが必要としています。また、9行目以降「沿道義務建築物の耐震化の推移をみると、令和5年度の通行障害解消率は89.7%となっており、令和7年度の目標達成までにはあと約2%(約7km)の解消が必要」としています。

29ページをご覧ください。5行目「直近の令和6年度実績の62件を見る限り、制度の利用実績は芳しくないといえよう。」と指摘しています。8行目以降は、制度の利用実績が伸びない理由を考察しています。26行目から「今後のあり方」を述べています。「ア 実績を踏まえた施策の見直しの必要性」ということで、まずは29行目で「建築物の耐震化を推し進めていくことには異論はない」こと、ただし効果検証は求められることとしています。

30ページをご覧ください。6行目に「この適用件数では満足な結果が出ているとはいえないのではないかと。補助制度等、関連する制度とあわせて、改善方法の検討が望まれる。」とし、続いて、10行目「イ 施策のメリハリの必要性」ということで、11行目「本減額措置は、現在は旧耐震基準の建築物であれば、広く耐震改修を促進しているように見え、メリハリが乏しい。」とし、21行目「耐震診断義務付け家屋のうち、

	<p>たとえば重要道路沿道の建築物について、減額割合や減額期間をさらに拡充することで、より強力に施策を推し進めるということも一案であろう。」と述べています。また、24行目から旧耐震基準の建築物に対しては、25行目「重課するといったムチの施策も理論的にはありうる」ことも触れ、31行目「ウ まとめ」から短くまとめていますが、「高額な費用をかけて耐震修工事を行ってもらうことの難しさは理解するところである。税制度や補助制度を活用し、施策の対象エリアにメリハリをつけるなど、より効果的な施策となるよう、さらなるブラッシュアップがなされることが望ましいと考えるものである。」と述べています。</p>
座長	長いので一旦切りましょうか。
企画係長	はい。
座長	<p>今までのところ、まずは入口が固定資産税・都市計画税の位置づけから始まって、第2章第1節は我々の全国制度への否定的な見解です。今から委員の皆様にお願ひしたいのは、今のタイトルだと分かりにくい部分があるので、少し中身が分かるようなサブタイトルをつける等のアイデアをぜひいただければと思います。</p> <p>今、途中までお話ししてきましたが、第2章第1節はいわゆる「全国制度はもうやめましょう」ということです。我々のメッセージからすると、14ページの部分です。</p> <p>例えばですが、「今後のあり方」というのも分かりにくく、(1)の「新築住宅の特例措置の今日的評価」のところで、間違っていないけれども中身は何かという部分があり出てこないのので、「もはや軽減する根拠はない」あるいは「なくなった」というようなサブタイトルをつけると、中身を読まなくても書いてあることが分かるかなというところもあります。</p> <p>次に、今回我々が全国制度はやめましょうと、自治体ごとに状況も違うため一律にやるのは終わりにしましょうというのが(1)のメッセージですが、2番目のほうでは、逆に我々の方では全廃というのも良いけれども、これから先の住宅マーケット、リフォームで良質な住宅を、という横浜市ならではの目標を追求していくのであれば、そこには軽減を残しましょう、あるいは軽減を新たに良いように設定しましょう、という言い方のほうが良いのかなと思います。そういうことのタイトルとして「軽減対象の見直しの必要性」は少し分かりにくい気がするのので、できればここも少し中身が分かるような、例えば今申し上げた「良質な住宅ストックの形成に向けて」みたいなサブタイトルをつけると少し分かる気もします。</p> <p>最後の(3)については、ずっと我々が言っていたいわゆる減税じゃなくて補助金を出せば良いという内容を書いているので、ここもサブタイトルをつけて、ちょっとストレート過ぎますが、「減税よりは補助金による援助」あるいは「政策手段の選択として、補助金による援助の再検討」みたいな形で入れておくと良いと思います。</p> <p>ここで、私から委員の皆様にお願ひですが、14ページ、15ページのこの部分はいかがでしょう。少し堅い文章ではありますが、中身は我々が議論してきたとおりにまとめています。</p> <p>〇〇委員、いかがですか。</p>
委員	<p>14、15ページに入る前が問題だと思っていて、全国はこうなっている、横浜市はこうなっている、で終わっていますよね。全国と横浜市で何が同じで何が違うのか、その説明が必要だと思います。そこから、14ページの今後のあり方につながるところは細かく読むと、それぞれ説明しています。ただ、頭の中で連携してこれが一緒にこれが違うというイメージは作れない。さらに、それは横浜市税制調査会がそう捉えてい</p>

		<p>るということなのかどうか分からない。私を感じただけかもしれない。なので、税調としてここが同じ、ここが違うと捉えている、そういう形で書いたほうが良いと思いますね。そうすると、今後の方向性というのが全国と同じだったら全国と同じことで良いかもしれない。全国と違うところは違う対応が必要かもしれない。あるいは全国と同じでも今座長がおっしゃったように、全国が陳腐化しているのであれば、そうではないことを考えても良いかもしれない。それから全国と違うところでもわざわざ違うことをやらなくて全国と合わせておいたほうが良いかもしれないという別の配慮事情があるかもしれない。そういう、後の選択肢がまだたくさん出てきそうなので、まずはその入口としてここが同じ、ここが違うというのを税調としてどう見ているか、それを確定させておいたほうが良いと思います。長く書く必要はないです。ここまで書いてきたデータや地図、グラフを総体としてみると、こういう点で横浜市は全国と同じような傾向にあり、こういう点では全国が少し違う傾向にある、その程度で良いと思います。そこが次の14ページの入口になると思います。</p>		
座	長	<p>おっしゃるとおりだと思います。要は、我々が議論したことをまとめてはいるのですが、言い切っているというか、それを総合して何を伝えたいのかということかどの箇所も抜けているなというのが全体を通してのイメージなので、〇〇委員におっしゃっていただいたように、この最初のデータとしてやらざるを得ない部分、それをまとめるところを13ページの後ろなのか、それとも14ページの頭でやっても良いのか、どちらもありだとは思いますが。</p>		
委	員	<p>その辺ですね。この辺で、税制調査会としてここは一緒、ここは違うというトレンドを見て、それから14ページの今後のあり方とか今日的評価とかの話になりますよね。</p>		
座	長	<p>もちろん他部局が絡むようなところは書きにくい部分もあるので、横浜市ではもう住宅ストックが足りています、とは言いにくいところもあるのかもしれませんが、あくまで税制調査会としての意見なので、全国と比較すると、横浜市の場合には一方では無秩序な宅地開発を採用しているというようなことは書いたほうが良いでしょう。</p>		
委	員	<p>あるいは、庁内の意思統一を図ってもらってもよいと思います。</p>		
座	長	<p>なかなか住宅のストックや人口動態はどの自治体でも減っているので書きにくい実態ではありますが、余計にそれと合わせて、これだけ新築住宅を促進する意味はあるのかというのは投げてもしよいような気がします。</p>		
委	員	<p>疑問の提起は大いにありますよね。確定的に言う必要はないけれども、データから見るとこう読み取れますよね、という。</p>		
企	画	係	長	<p>ここの分野は、横浜市の動きと全国の動きはほぼ一緒だったので、そういう意味では同じ傾向です。</p>
委	員			<p>同じだと指摘することが重要。議論のスタートラインですから。また、同じかどうかは政策の動きでなく事実の問題で考えるべきだと思います。いくつか例を挙げて、こういう例から見ても全国トレンドにほぼ乗っていますという言い方もいいですよ。そうすると今度は切り返して、けれども陳腐化しているので再考したほうが良いのではないですかというのが先ほどの座長の話だと思います。</p>

主 税 部 長	データのまとめた意見出しということでしょうか。
委 員	事実自体が、全国と横浜市の比較をしたらどう見えているかという話です。
主 税 部 長	13 ページの最後にこのパートのまとめたものを記載し、次の今後のあり方につなげるということで良いですか。
委 員	はい。5行程度で良いです。
座 長	そうすると、14 ページ（1）の後半につながってくる。
委 員	<p>14、15 ページに関してはそんな感じですね。後は座長がおっしゃったとおり、小見出しもつけて分かりやすくすれば良いと思います。</p> <p>さらにあえて言えば、15 ページ（3）の中の「政策目的の実現に向けては」という一行目の終わりから二行目のところに入りますが、メリットを感じやすい制度設計が大切なのはもちろんそうなのですが、もう一つはメリットを与えている人とメリットを与えていない人の間の公平の担保は必要だと思います。メリットをもらっている人がメリットもらえて嬉しいというのは当たり前の話で、だけれども、それは分かりやすいようにやってほしい。メリットをもらわない人は必ず出てきますから、そういう不利益ではないけどメリットもらえなかった人との間でも、こういう意味で公平が担保されるというような説明がそれぞれの局面でいると思います。ここはそのままだと、こういう場合にはこうだとかは書かなくても良いので、「メリットを享受する人と享受しない人との間で公平を担保することが必要」ということを指摘したほうが良いと思います。それは、市が行うことだから当然ですね。市自体が、理由のない不公平を惹起してはいけません。民間企業がやることではないので。</p>
座 長	ありがとうございます。委員の皆様、いかがでしょうか。修文の部分に入っていますけれども。
委 員	別のところでも良いですか。
座 長	はい。
委 員	税制調査会運営要綱には「諮問に基づき」とは書かれてはいませんが、我々税制調査会は好き勝手に議論しているわけではないので、「この活動の延長として、市長からの諮問に基づき本年度のテーマとしたのが、固定資産税・都市計画税である。」と明示したほうがよいのではないかと思います。ページの場所として適切なのは1 ページ 18 行目だと思いますが。諮問は最初に出ていますよね。
座 長	今年の諮問には固定資産税のことが一行入っています。
委 員	それなら諮問の内容とも一致していますね。
座 長	今まではなかったのですが、今年はその文言が入っています。
委 員	<p>なるほど。市長は意識されていらっしゃるわけだ。それから効果検証が見出しになっているところとなっていないところがあるのが気になると思ったのですが、よく読んでみると効果検証のない部分がありますよね。</p> <p>それから、目次を見たほうが分かりやすいので目次を見ていただくと、第2章の入口は特例措置の概要と今後のあり方というのが第1節で、第2節は都市計画税ですよ。固定資産税はどこにあるのか。第2章第1節は、新築住宅の特例措置の内容及びあり方で、中身は都市計画税も出てきます。第2節のほうは都市計画税における独</p>

	自の措置です。固定資産税はどこに行ったのか。
企 画 係 長	第2節は横浜市独自の措置のことで、都市計画税のことしか触れないので。
委 員	<p>そうすると、それを書いてほしいです。シンメトリーに見ていくと都市計画税が出てきますが、固定資産税はどこに行ったのか、となる。第1節の中で住宅ストックをめぐる状況までは書いてあって、その次がいきなり今後のあり方ですよ。その前に効果検証がいるのではないかと。2と3の間に効果検証を立てたほうが良いのではないかと。第2節は見出しにはなっていないけど、効果検証は入っています。</p> <p>それから第3章の中は見出しになって効果検証が入っていて、それぞれ第1節の2、第2節の2に効果検証がある。効果検証があつて多すぎるのはこの部分、足りないのはこの部分、だから多すぎる場所は削って足りないところは追加したほうが良いという話につながっていくのではないかと思います。</p>
主 税 部 長	第2章第1節のタイトルには入っていませんが、地方税法においては固定資産税の措置しかないので、「固定資産税における」と入れると、最初に〇〇委員がおっしゃっていた「固定資産税はどこに行ったのか」という部分も分かりやすくなるかと思えます。単に「新築住宅の」から始まっていますが、固定資産税における措置を指します。そうすると、第2節には「都市計画税における」と書いてあるので対比はできると思えます。
委 員	<p>そうすると、それぞれ税目ごとに措置があつて、それぞれ中身を見て検証して、でこぼこになっているので均したほうが良いよね、という話につながっていくと思います。</p> <p>それから言葉遣いですが、気になるのは4ページの13行目と15行目。13行目右半分の「あるいは効果（アウトカム）」、それから15行目、同じように「組み込む（ビルトインする）」、これはなぜ括弧で入れなければいけないのですか。</p>
企 画 係 長	これは、10行目の頭辺りからカギカッコで括弧しているのですが、政府税調の文言を全部そのまま引用した部分になっています。10行目から17行目までそのまま引用しています。
委 員	引用の部分ですね。分かりました。引用は、引用元の表現をそのまま引用するわけですから、それで結構です。
座 長	<p>今、〇〇委員にご指摘をいただいた目次も大事なので、その部分も変更したいと思えます。引用は、もちろん引用元のままです。</p> <p>もう一つ大事なのが、16ページから第2節になりますが、頭が重くて読みにくいらで、何を書けば良いかという、要は都市計画税には横浜市独自のものが2つありますということを書きたいです。全くそれがないので、この節は何なのかというのが分からなくて、いきなり1と入っていて、1と2の関係も分からないので、この16ページの前半部分に今申し上げたように、横浜市独自の軽減措置があります、それは都市計画税で2つあります、ということを書き明かして、一つは省エネ、もう一つは耐震と少し説明をする。結論を頭出ししても良いですが、どちらもあまり効果が上がっていないので、それを検証することにした、みたいな形にすると、一応分かりやすいかと。その結論が、今度はそれぞれ別々とはいえ同じようなところなのですが、少しパンチが乏しいというか、インパクトが乏しいというか、24ページがこの最初の省エネ住宅の方向ですが、これについても要は「効果検証しろ」というのを我々</p>

		<p>以前に言ったのですが、全然進んでいない。漫然とそれを続けている。耐震についても効果がないと、これは後ろのほうにもある程度はつきり書いたのですが、両方とも合わせて効果がない独自軽減をやっています、ということなので、それが分かるように先ほど頭出しと言いましたが、そこに一言書くのが良いかなという気がします。</p> <p>それと同時に、この第2節をまとめるところがなくて、第2節の1と2があって3のところでも少し「以上見てきたとおり両方とも効果が認められないので」というのを書いたほうが良いのかなという気はしています。なぜかという、30ページの「まとめ」のところでも耐震政策なので、他部署との絡みも多いものもありますが、とても弱いですね。ブラッシュアップとは何なのかと。ここの結論、我々はあまり言っていなかったですね。</p>
企 画 係 長		<p>重要道路の沿道をしっかりやっていくべきだというような議論が主でしたので、そういう意味で30ページ目「まとめ」のところでは、「対象エリアにメリハリをつけるなど」というような言い方が良いかと思っています。</p>
座 長		<p>「まとめ」を、原局の方との関係もあるので難しいですが、要は税制調査会からすると、減税の効果を測定できない。あるいは軽減による政策効果の実効性が上がっているようには思えない。むしろこれをまとめにしたほうが我々逃げられるといえど逃げられる。減税だけで何かができるものではないので、もう少し耐震政策なりなんなりをきちんと横浜市として総合的に政策を構築していただきたいというのをまとめにしても良いかなと思います。</p>
委 員		<p>総合防災計画などですね。</p>
座 長		<p>そういうことです。税制調査会が総合防災にまでさすがに言えませんし、専門家でもないのです。</p>
委 員		<p>施策と総合計画、行政計画がバラバラで整合的でないのは困る、ということと言えます。</p>
座 長		<p>我々からすると、この2つの都市計画税による独自の軽減措置というのは、効果を実感できない。なので、これは効果が実感できるように制度を改善しなければいけないけれども、その前提になるのがそれぞれの分野における総合計画であると。そちらをしっかりしてくれないと、税制調査会とすると、このままダラダラとこの軽減措置を続けていくことには反対である、というほうがむしろ分かりやすいかなと。</p>
委 員		<p>そうですね。総合計画とちゃんとすり合わせをしてくださいということ。</p>
座 長		<p>我々からすると正論しか言っていないので。</p>
委 員		<p>そうすると、30ページ4行目の「単体でみて大きな効果は発揮しにくい」と、前の「工事費負担の軽減効果」という部分で「効果」が重ねて出てきますが、これは意味が違いますよね。このままのほうがいいですね。意味が違うのでちゃんと説明をしてほしいとお願いしようかと思いましたが。</p>
座 長		<p>そうですね。それは我々が議論をするよりは、やはり総合防災の部局とそちらの審議会ですべてやっていた方がいいかと思っています。</p> <p>このような形でいかがですか。少しはまとめらしくなるのではないのでしょうか。</p>
企 画 係 長		<p>そうですね。全体的に、まとめの前の部分を少し修正する感じでしょうか。</p>
座 長		<p>そうですね。もうはつきりと言うほうが良いと思います。今、私は強めにわざと言いましたけれど、どう見てもやはり2つの効果が、軽減したから何か目的が増えているというのは全く感じられないので、ここはもう言い切っても良いかなと思います。</p>
委 員		<p>あと、その直前の、例えば26ページあたりからずっと達成率とかが出てきて、特</p>

		<p>に27ページ17行目あたりからの、「政策目標の背景と目標数値」で、防災計画、促進計画、中期計画と3つありますよね。どれの数値で何パーセント達成しているかっていうのが、28ページあたりからの説明を読むととても分かりにくい。例えば、28ページ6行目入口の耐震化率の推移をみると、令和7年度の目標値まであと2パーセントとなっているけれど、この目標値はどこに設定されている目標値なのかが分かりません。例えば、同じ言葉を山ほど書く必要はないので、27ページの3つ、注8、注9、注10と典拠が書いてあるところに、①横浜市防災計画、②第3期横浜市耐震改修促進計画、③中期計画と番号を付けて書いて、③の目標値まで、と書くと、目標値を設定しているのは③の中期計画、上の表で出てくる数字はそれに対して2パーセント足りないところまで追いついてきています、と読みやすくなります。単に目標値と言われると、3つのうちのどれで設定しているのか分かりにくいので、親切に書くといと思います。</p>
座	長	<p>30ページのタイトルについても、少し中身が分かるようにしたいと思います。役所のやることは批判しにくいと思うのですが、この文章は税制調査会である我々が言っているのです。</p> <p>他にはいかがでしょうか。</p>
委	員	<p>一点いいですか。答申の見出しが「固定資産税・都市計画税に係る税負担軽減措置の検証」となっているので、検証をやってみてどうだったかというのが、目次を見るだけでこうだというのが分かるのが答申としてはベストだと思います。座長が言った「見出しをつける」というのは、それを目次のところにつけて、これを見ただけで分かるのが一番良いと思います。その観点からいくと、バランスの問題ですが、第1章が「固定資産税・都市計画税の概要と重要性」と書いてありますが、読ませてもらうと3ページだけなので、このバランスで良いのかどうか。これまでの税負担軽減措置の検証で、基本的に大きいのは住宅政策なので、「固定資産税・都市計画税の概要と重要性」を載せる必要性がありますか、というのが私の意見です。答申としてはやはり言いたいことを重点的に載せるべきなので、住宅政策に係る税制措置が本当に有効だったのかという見出しをどこかにつけて、有効ではなかったという結論が見出しを見て分かるのが良いと思います。</p>
座	長	<p>特に第1章が教科書的で大括りになっているので、中身のほうを目次に出して、例えば1つ、「空き家数」と書いてあるのですが、「空き家数の増大」とか、あるいは「住宅総数の減少」にするなど、中身を見なくてもタイトルだけを見て分かるようにしたほうが良い。〇〇委員のおっしゃるとおりで、第2章第1節の2「住宅ストックをめぐる状況」も「住宅ストックが不足しているわけではない」というような。十分あるとは言にくいかもしれませんが、少し中身が分かるような書き方にしていましよう。</p>
委	員	<p>もし第1章を載せるのであれば、適切な表現か分かりませんが、特に固定資産税は、正直に言うと、新築住宅を作る事業者のための政策そのものだった。なぜかと言うと、常に景気対策で何かあると住宅と言って、そこで軽減措置を設けて住宅建設を促進するというのが政府の一つのパターンだった。横浜市として、そういった制度のあり方は本当に良いのかということも書いたほうが良いのではないかと。そこまで書けるかどうかは分かりませんが。</p>
委	員	<p>そこをあまり突っ込むと、横浜市は人口増を狙っていないと言わざるを得なくなるのではないかとということをお慮します。</p>
委	員	<p>今回の答申は、住宅政策に関わる税制措置は本当に効果があったのかどうかとい</p>

		<p>うところに絞って書かれているので、第1章はなくても良いと思います。</p> <p>見出しについても、座長の言うとおりに見出しを見るだけで住宅政策に係る税制措置が適切だったのかどうか分かるようにしたほうが良いと思います。</p>
座	長	<p>言い切ってしまうのも良いです。</p>
委	員	<p>そのほうが良いような気がします。</p>
委	員	<p>見出しは、この第2章の見出しにそのままつけるとしたら、この税制措置は行き詰っているというようなニュアンスで住宅政策に係る税制措置の「限界」としてもいいですね。</p>
座	長	<p>ネガティブな言葉も含めて、強烈な言葉も含めて入れて大丈夫なので修正を入れましょう。</p>
委	員	<p>そうすると、本当に検証になる。横浜市は検証をやったけれど、横浜市としてはこういう方策を今後検討していかなくちゃいけないという話になる。</p>
座	長	<p>続いて、最後の第三章です。横浜みどり税絡みの軽減措置についてですが、頭のところで、そろそろもうやめましょうと否定したほうが効果あると思います。</p> <p>まずは、事務局から簡単にご説明をお願いします。</p>
企	画	<p>「第3章 横浜みどり税条例における固定資産税・都市計画税の軽減措置」についてご説明いたします。31ページです。17行目あたり、「昨年度の答申において課題として指摘した固定資産税及び都市計画税の軽減措置については、今年度の通年の検討テーマである固定資産税に関するものであるため、今一度、腰を据えて検証し、本答申において意見を述べることにした。」ということで、今回検証する意図を述べています。</p> <p>第1節は「緑化基準を超える緑化に対する固定資産税・都市計画税の軽減措置」について、第2節は「宅地内の農業用施設用地に対する固定資産税・都市計画税の軽減措置」について記載しています。</p> <p>まず、第1節です。31ページ37行目から本軽減措置の効果検証について記載しています。40行目で「本軽減措置の効果を検証するため、建築物緑化保全契約の締結状況（件数・対象面積）や軽減金額を確認した」としています。32ページ23行目から「近年は契約件数、契約面積ともに減少傾向となっている。新規契約件数についても同様に減少傾向であり、令和5年度では0件」ということで、27行目「10年前に保全した分も繋ぎ止められていないということであり、本軽減措置の存在意義を揺るがす事態といえるだろう。」とまとめています。また、次のページにいきまして、33ページ11行目「所管部局が分析した理由以外にも適用件数の減少の要因があると考えられるところであり、より詳細に分析を行わなければ、真の減少要因に気づくことができず、効果的な対策をとることもできないであろう。」としています。</p> <p>続いて、「3 制度の今後のあり方」ですが、(1)は「制度の見直しの必要性」です。20行目「市当局として精緻な原因分析と有効な対策をとることが必要であろう。」、22行目「税制度として本軽減措置を設けたことによる緑化の保全・創出効果は極めて限定的である。」としています。続いて、(2)の「制度の見直しの選択肢」ですが、3つ選択肢があるとご議論いただいた部分をまとめたものです。27行目「今後取り得る方向性として次の3つの選択肢を示したい。」とし、29行目から1つ目の</p>

選択肢「軽減率を上げることで制度の魅力を高める」こと、40 行目から2つ目の選択肢「本軽減措置自体を廃止する」こと、34 ページ8行目から3つ目の選択肢「制度の認知度を上げるため、周知期間を設けて制度周知を行う」こととしています。そして、15 行目で「いずれにしても、今回の審議における市当局の報告内容からは本軽減措置の利用が低調であることの原因を正確に把握することは困難であり、ニーズ調査を行うことが必須であろう。」ということと、「本軽減措置についていえば、今後も利用状況が低調のまま改善されないのであれば、二つ目の選択肢、すなわち制度の廃止を行うべきだと提言しなければならないであろう。」とまとめています。

次のページから第2節「宅地内の農業用施設用地に対する固定資産税・都市計画税の軽減措置」についてです。35 ページ17行目「2 本軽減措置の効果検証」から効果検証をしていくということになっています。36 ページ1行目ですが、「昨年度の本調査会の答申において、「減税の適用件数や軽減金額をみても低調であり、わざわざ軽減措置を行うほどの実績が上がっているようには思えない」と指摘したところであるが、5年間の計画期間の全体を通してみても、状況は大きく変わらないようである。」と記載しています。そして、昨年度の答申において「本軽減措置は政策効果がどの程度発揮されているか定量的な効果測定が行われるべき」ことを指摘したものの、8行目「現在も効果測定については手法を含め検討中とのことであった。所管部局によれば、なにをもって定量的なものとして示すべきか、そしてそれをどのようにまとめるかに苦慮しており、現在も検討を行っているとのことであった。提言を行ってから1年以上経過し、新たな横浜みどりアップ計画がスタートしているにもかかわらず、重要な課題についてほとんど具体的な検討が進んでいないのは誠に遺憾」としています。

続いて、「3 制度の今後のあり方」の(1)「適切な効果検証を欠くことに対する懸念」について、20 行目「特に本軽減措置については、緑化に直結する効果を持たないものであり、早期に適切な効果検証が行われることが強く望まれるものである。」としています。そして、(2)「施策の手法の見直しの必要性」として、41 行目「生業支援の側面を有するのであれば、横浜みどり税条例に設けられた仕組み(税負担軽減措置やみどり税充当事業)ではなく、別途、一般財源等により補助事業として行うことが適切であろう。」とし、最後に、5行目「重ねて述べるが、適切な効果検証を速やかに開始するとともに、横浜みどり税条例の趣旨を踏まえた説明を強く求めたい。」と締めております。

次のページは、「おわりに」となっております。

説明は以上です。

ありがとうございます。

タイトルについては、先ほどと同じでサブタイトルつけるか、タイトル自体を変えていきたいと思っております。タイトルだけでいきますけれど、31ページの頭書きのところまで2つ軽減措置がありますということを分かりやすく書いていきたいと思っております。そのうえで、31ページ20行目で「本答申において意見を述べることとした。」とありますが、結論を要約すると、いずれの軽減措置も効果に乏しく、抜本的な見直しが必要であるということを見出しで書いたほうが良いと思っております。そのうえで、31ページ

座

長

		<p>の1の「軽減措置の概要」は良いですが、2の「本軽減措置の効果検証」と書いているところは、サブタイトルをつけて「止まらない効果の逡減」としたほうが分かりやすいです。さらに、33ページの「3 制度の今後のあり方」ですが、制度の見直しの必要性、効果がないというのは先に記載しています。(2)の「制度の見直しの選択肢」については、3つとしているのですが、3つ目が並列とは少し言い難くなっている。むしろ2つの選択肢と1つの前提みたいなものになっていて、3つ目は、周知して試してみるというものなので、これは選択肢なのかというのは微妙です。なので、このタイトル、(2)「制度の見直しの選択肢」として、ダブルコロンかハイフンを入れて、「軽減拡充か制度廃止」としたほうが分かりやすくなると思います。</p> <p>もう一つの「宅地内の農業用施設用地に対する固定資産税・都市計画税の軽減措置」についても、かなり断定的に書いて良いと思います。判定結果は36ページなので、これについても、35ページの「2 軽減措置の効果検証」のところで、効果は全く検証されず、とはっきり言う感じで、「効果があるとは思いません」と書く形で結構です。</p> <p>続いて、「3 制度の今後のあり方」の(1)「適切な効果検証を欠くことに対する懸念」というタイトルについてどうするか。</p>
委 座	員 長	<p>ポジティブに変えて、「適正な効果検証の必要性」とする手もある。</p> <p>こちらのほうが厳しいですね。</p>
委	員	<p>必要性がないということですかね。「必要性」と書いてあると必要だという感じがするのですが。</p>
委	員	<p>効果検証の必要性の話ですよ。</p>
委	員	<p>そうですね。効果検証の必要性ですね。</p>
委	員	<p>もちろん。</p>
主 税 部 座	長	<p>みどり環境局は、効果検証のやり方が難しいと説明していたところですね。</p> <p>やり方が分からないんでしょうね。</p>
委	員	<p>難しいでしょうね。</p>
委	員	<p>答えとしてそうですが、我々としては「効果検証をやれ」といわなければならないでしょう。効果がないものを漫然と放置していいとはいえないでしょうから。なんらかの検証手段も開発してもらわないと。もともとの政策目的、措置した目的との関係なんでしょう。</p>
座	長	<p>そうですね。所管局は困るでしょうけど、やってくださいと。みどり環境局がしっかり取り組んでくれということですね。</p> <p>では、ここについても2つの軽減措置をやめたほうが良いというものを書くか書かないかですが、尻切れトンボのようにになっているので、第3章のまとめを入れたほうが良いような気がします。</p>
主 税 部	長	<p>各章のまとめのようなものを置いたほうが良いということですかね。</p>
委	員	<p>第3章全体のまとめでいいと思います。かつ一般論でいえば充分です。</p>
座	長	<p>そうですね。やはり我々が決めつけるというよりは、先ほどの第2章のように、担当部局のほうできちんとこの政策の位置づけと効果が分かるような総合的な絵を描いていただかないと、我々はこの全体像の分からない軽減についてだけで判断すると、こんなものはいらないという意見でよろしいのではないのでしょうか。</p>
委	員	<p>そこまで書いていいのですかね。</p>
座	長	<p>そこまで書けるのであれば。</p>

委 員	私が一般論でと言ったのは、要するにメリットを与えているということは、メリットが与えられていない人との間ではアンバランスが生じているので、それを説明できる材料やそれを妥当とする根拠がいるでしょう、ということ。そのためには効果検証もしなければいけませんし、市民に対して説明することは必要だと思います。
座 長	何度も書いていますけれど、やはり税金ですので余計にそれが求められるということですね。
委 員	座長のご指摘のとおりと考えます。
座 長	補助金であればまあ、というところですが、減税を使っていくことについて、税制調査会とするとこの発言はせざるを得ません。 あと、「おわりに」のところは、全体をまとめて少し大掛かりにしました。いずれにしても今申し上げた流れの中で、減税というものの適用には慎重でなければいけないと、政策効果がなければ減税というのは正当化されません、というようなことを書いてありますので、必要であれば〇〇委員のおっしゃるような公平不公平の話を少し膨らまして良いかなと思います。
委 員	メリットを受けていない人と比べると、インバランスというかアンバランスというか、傾いているのだから、その傾きを説明しなければいけないということです。
座 長	ありがとうございます。 他はいかがでしょうか。全体でも部分的にでも構いません。
委 員	これは私も失敗していることがあると思うのですが、後々読んで分からなくなる時がありまして、36ページ6行目「昨年度の答申」がいつの答申なのかというのが、今は分かりますが。
主 税 部 長	時が経ったときということですね。
委 員	そうです。年度を特定して書いておくほうがここを読んだだけでいつの答申であるか確定できますので、そのほうが良いのではないかと思います。令和5年度答申だとはっきりしているのであれば、「令和5年度答申では」と書いたほうが良いと思います。
主 税 部 長	何か所か同じ書き方のページがありますのでそのように修正いたします。
委 員	よろしいでしょうか。
座 長	お願いします。
委 員	全体を通してですが、英文のペーパーの場合は、最初に結論がサマライズされてありますよね。
委 員	エグゼクティブ・サマリーですね。
委 員	はい。それがあれば答申に何が書いてあるのか、それ一枚を読めば分かります。日本の書き方ですと、やはりこういった書き方なので最後まで読まないとなんか書いてあるのか分からないというのがありまして、そこはどうでしょうか。
座 長	これまでは概要を作成していませんでしたが、他の税制調査会とか政府の税制調査会も含めて普通は概要を作りますので、1、2枚もので今年は作りましょうか。
委 員	そうですね、最初にあつたほうが良いと思います。
委 員	表紙の次に挟めば良いのではないですか。この冊子の中に要旨と書くか概要と書くか、見出しは好みですけど。
主 税 部 長	これまでですと、別紙で概要を作るということはありました。
座 長	今までそれほど長いものを書かなかつたというのがありますが、今回の答申くら

		いのページ数があるなら概要は1、2枚ですね。
主 税 部 長		今回の答申はメッセージ性が今後効いてくる話なので、あっても良いかもしれないですね。
委 員		あと、市長はお忙しいでしょうから、概要をつければ、市長に概要は読んでほしいというメッセージにもなると思います。
座 長		そうですね。これくらいのページ数があれば概要はあったほうがむしろ当たり前です。
主 税 部 長		内容は検討いたします。
座 長		〇〇委員はいかがでしょうか。
委 員		最初読んだときには、そこまで役所の文章ではないと思っていましたが、委員の皆様のご意見を伺いながら見ていくと、まだまだ役所の文章だったのだなと思い、大変参考になりました。 あと本当に細かな点で、全体の体裁のようなことは最後にまた気が付いたところを指摘するような形でよろしいですかね。
座 長		はい。ありがとうございます。 〇〇委員はいかがでしょうか。
委 員		この第3章を結構突っ込んで書いているので。
座 長		これはみどり税条例で作ったという我々の責任でもありますからね。
委 員		ここまでできっちり書ければ、やったなという達成感があります。ただ、これから実行されるわけですから。
座 長		はい。ありがとうございます。
委 員		もう一つよろしいですか。
座 長		お願いします。
委 員		答申には参考資料をつけるようですが、今は答申本体と参考資料がバラバラになっているので、答申のそれぞれの説明箇所には括弧書きか脚注で「詳細は参考資料参照」と書いていただければと思います。例えば、概要の部分が文章で書かれていますけれども、これを「詳細は参考資料何ページから何ページまで参照」といった感じですか。そうすると参考資料をつける意味がありますし、読んでいて文章ではこんなものかなと思っていても、参考資料が出てくればそちらを読んでもくれる人もいます。今の状態だとバラバラなので、文章に書いてあることの資料がどこに載っているのか分かりません。資料を作成しているのにもったいないです。最初は、参考資料はいらないのではと思っていましたが、せつかくあるのだから、リンクさせたほうが良いと思います。
座 長		ありがとうございます。 答申はいつまでに出来上がれば良いですか。
企 画 係 長		年度内には。
座 長		分かりました。それではまた少し修正していただいて、改めて委員の皆様にお送りするというを一往復くらいさせていただければと思います。お忙しい時期にご面倒おかけして申し訳ありませんが、よろしくお願いします。では、ここから先は座長預かりということにさせていただければと思いますが、よろしいでしょうか。ありがとうございます。 それでは、これで令和6年度答申についてはこれで終わります。

主 税 部 長

この後ですけれども、先ほどお話ししたとおり、答申については事務局で座長と修正をしたものを委員の皆様にお送りして、確認していただいた後に戻していただくという流れで進めさせていただきたいと思います。

完成した答申につきましては、委員の皆様にお送りしたうえで、ホームページに公表いたします。

また、本日の議事録につきましても、後日確認の依頼をさせていただきます。

それでは、本年度の税制調査会は以上となります。ありがとうございました。